

GYOSEISYOSHI HOKKAIDO



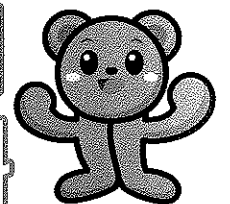
行政書士北海道

2004年11月 No.267

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>
メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

特集「Road To Major!」

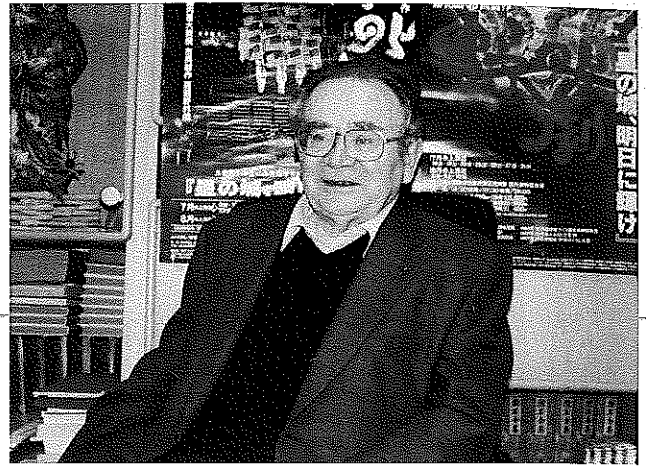
業務研修資料



表紙の人物

社会福祉法人 函館カリタスの園 理事

神父 フィリップ・グロード 氏



編 函館に来るきっかけは。

フ パリのカトリック大神学校を卒業したときに、函館の教会から神父を送ってくれないかということで要請がありました。それで、卒業してすぐ宣教師としてこちらに来ました。当時、パリから一緒に日本に来た神父がおりましたが、諸事情によりパリに帰りました。わたしは居心地がよくて未だにここにおります。もう日本に来て50年になります。50年前の日本の雰囲気は今の日本よりも明るかったですね。戦争の悪夢から脱出したばかりでやる気にあふれていました。

日本に来て、1年半東京で外国人のための日本語の学校に通い、その後函館に入り八雲に教会を作るよう言われまして、八雲町に行きました。受け入れもとてもよく、4年半おりました。だからわたしの日本の最初の学校は八雲町ですね。その後函館元町カトリック教会の司祭になりました。

編 社会福祉事業についてお話頂けますか。

フ 宣教師をしながら文化活動をしていました。文化講座としていろいろな方を呼んで講義をしていただいたり、合唱団を作って毎年発表会を開いたりしました。さらに劇団を作り、文化活動を通じて交流の輪を広げていきました。福祉活動も始めるようになり、要望も

- 1927年 フランスに生まれる
- 1953年 カトリック宣教師として来日
- 1961年 社会福祉事業に携わる
- 1988年 函館の五稜郭公園を舞台に野外劇を始める

あって児童館・保育園などを作るうちに市役所と仲良くなりました。市役所の方には、さらに「これからは老人ホームが足りない。老人ホームを建ててください。」と言われ、乗せられてしまい、いろんな人に助けられて特別養護老人ホームを作ったのです。

15年くらい毎年街頭で寄付を集め、故郷のフランスでも寄付を集めました。さらに建設期成会という後援会ができ1年間で一億もの資金を集めてくれました。ほとんど地元の方々です。そうやって、特別養護老人ホームとしては函館で2番目に作られました。とても函館らしい雰囲気です。函館はご存知のように田舎です。みんな従兄弟でみんな親戚です。大都会の便利があつて、よい意味の深い田舎の人間味がたっぷり残っています。一般の人たちの人情から生まれたホームだといっても過言ではありません。最初からみんなで作ったホームですから、作った時からいろんな人がやってくるのですよ。見学者も多いし賑やかです。最初からホームは家庭の延長線として存在し

表紙の人物	
「フィリップ・グロード氏」インタビュー	2~5
特集「Road To Major」《オーソリティに聞く》	6~11
ショートコラム・1	11
社会福祉法人の設立の資料として	12~16
行政書士全道研修	17
平成16年度 第1回新入会員研修会	17
報告 旭川支部市民講座&無料相談会	18
平成16年度 道東4支部研修会	18

無料相談会報告	19
意見交換会・新春講演会・新年賀詞交歓会のご案内	19
フォトコンテスト2004受賞作品について	20
独占禁止法に関する講演会のご報告	21
ショートコラム・2	21
新入会員	22
北海道の最低賃金	22
ご逝去	23
編集後記	23

ているので、面会時間の規制はありません。昼も夜もいつでも家族や友達は来ることができ、食事をして泊まることができます。

当時は、特別養護老人ホームは50人定員から始めることとなっていたのですが、それでは少ないので80人にしたいと言ったのです。けれども市も道も厚生省も50人定員ということで譲ってはくれません。これが最初の戦いですね(笑)。話し合いの結果、70人定員でなんとか始めることができました。当時は、定員の1割増しまでは認められていたので、始めて1週間で77人の定員になりましたね。

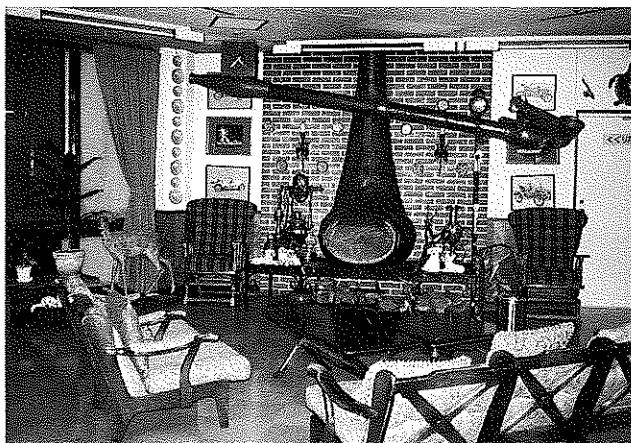
この時代、老人ホームといえば4人部屋や8人部屋が主流でした。相部屋でなければ補助金下がると言うのです。わたしは個室にしたいと頑張ったのですが、相部屋でなければだめだと言うのです。相部屋では本当のケアはできません。面積よりもプライバシーが必要なのです。仕方がないので、最初は行政と折り合せて建築したものの1年後には第1回目の個室化工事に着手しました。すべて財源は寄付によるものです。行政は自分でお金を出してないと強いことは言えませんからね。今では約80%が個室です。

1982年に国連のユネスコ主催の国際会議がありました。老人福祉に関係している主な人たちが集まるので日本からも誰か送って欲しくないかという要請があり、わたしに話が来ました。ウィーン、ローマ、バンコク、マニラにも行きました。国際会議の内容そのものは相対的で抽象的であまり面白くないですね(笑)。けれどもその出席者の方々と親しくなることができました。それが縁で、世界のあちこちのホームを見に行く機会



を得ました。これがわたしにはとてもいい影響になりました。高齢化社会への取組みというのは、マイアミでは200年前からの歴史があります。とても古いのです。フランスでは、1832年にホームが作られています。スイス、イギリスにもホームの古い歴史がありますね。そういったところを見て回り、わたしも負けていけないと力がわいてきました。それから、ホームのスタッフや家族会のメンバーを連れて世界中あちこちのホームを訪れました。歴史あるホームには学ぶところがたくさんあります。それらを参考にして、よりよいホームを作るためファイトをもってやりましょうと団結しました。

最初は、特別養護老人ホームとして出発して、現在はホスピス、在宅ホスピスをかねています。お年寄りの世話というのはできるだけ最期までです。ホームでは、最期の一瞬まで命を楽しむようにケアをします。ホームで亡くなった方の割合は、全体で95%になります。われわれは、優秀な医師、看護婦、スタッフなどの力を借りて最後まで面倒を看ます。病院は、外科処置や高度な医療を必要とする時には頼みますが、ほとんどはホームで処置ができます。家族と一緒に大事なお父さんお母さんを看取っていくわけですよ。わたしも昼も夜も立ち会いましていろんな最後を看取りました。印象に残っている最期もたくさんあります。ある方の臨終の場面では、みんなで見守っていたところ呼吸がだんだんと遅くなり、ついに呼吸停止がありました。看護婦は時計を見て時間を報告しますね。「長い間ご苦労様でした」と声をかけ、開いていた顔をゆっくり閉じようとしてました。すると、その方が「まだあ



特別養護老人ホーム「旭ヶ岡の家」キセル型暖炉

表紙の人物

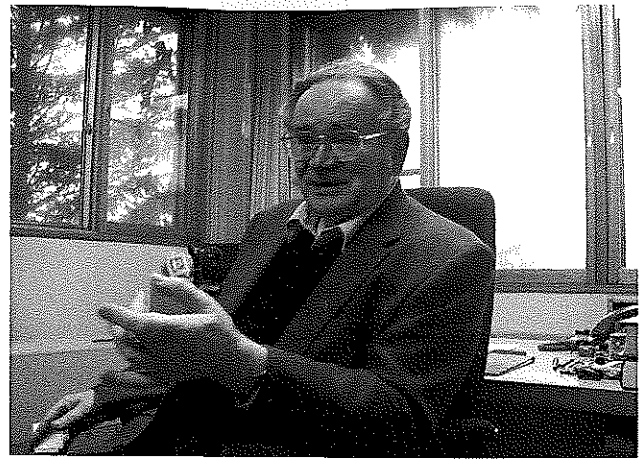
と言ったのです。思わずみんな笑いました。本人も笑ったのですよ。実際の最期はそれから20分後くらいでした。

1990年には、在宅老人のためにデイケアサービスセンターを作ってほしいと要請があり、また乗せられて作りました。いつのまにか部門が増えていきました。最後には最近では生活支援ハウスですね。厚生省が出した案なのですが函館市に一つもないのでやってくれないかといわれ始めました。タイミングも合ったのでしょうが、頼まれ、乗せられて次々と始めることになったのですね。

スイスには、複合老人施設があります。システムはこうです。中心に総合病院の中に老人科があります。日本はまだ老人科を持たない国です。これだけ医療のレベルが高いのに変な国ですね。さて、老人科のお年寄り、老人専門のケアセンターに回されます。総合病院のサテライトのようなものです。老人科の医師をケアセンターに派遣し、老人の総合カルテを作ります。老人がこれから明るく楽しい老年期を過ごせるように総合的なカルテです。趣味、宗教、友達、親族関係、経済状況、病歴すべてについての記録があります。カルテは本人が持ち、総合病院にも置かれ、家族にもすべて開示します。登録されている間は、最後まで同じケアセンターに面倒を看てもらえます。すべて個室でモダンな素晴らしいところです。そしてこの連携が見事なのです。というのは、登録されている老人は、自分の家で暮らしてもいいのです。家で暮らしている人の側に、近所に住むご婦人方を協力員として登録し



特別養護老人ホーム「旭ヶ岡の家」入口の暖炉

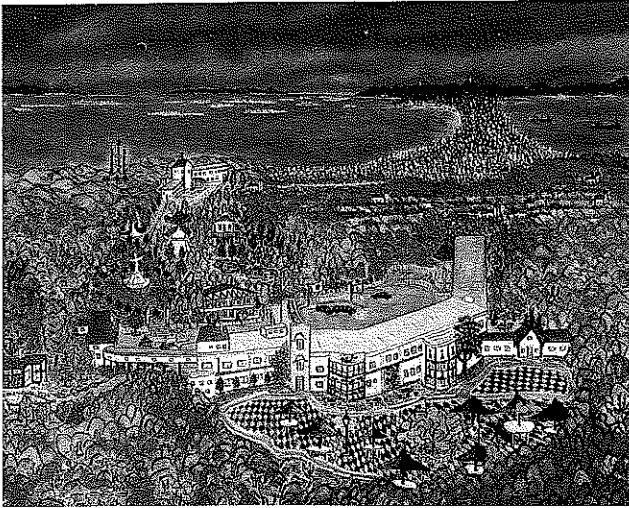


ています。心臓病をもっていつ発作がきるかわからない状態の老人にはセンサーがついている発信機を持たせています。なにかあると信号がセンターに行きます。緊急通報センターでは、24時間電話連絡を受けつけています。センターは、近くの協力員にすぐかけつけるよう指示を出します。そうして倒れてから5分とかからず協力員が駆けつけセンターに指示を仰ぐというわけです。お年寄りがそれぞれセンターの世話になる前に訪問ドクターを使っていた場合、センターがお年寄りの訪問ドクターと契約をします。そうして、センターに登録後もその訪問ドクターとお付き合いをしていくわけです。ですから行き違いというものはありません。

こういう点で、日本はそれぞれの能力が高いのにそれぞれの連携が悪いです。病院と施設。施設と老人。老人と病院。それぞれですね。厚生労働省もその状況がわかっていますから将来にはそのようになるでしょう。

日本の老人医療は無駄が多いですね。薬の使いすぎ、入院期間は長すぎ、そして規則詰の生活をさせて、全般的な外れですね。お年寄りは可哀想。アメリカの60歳以上の高齢者の入院期間の平均は一週間足らずです。無駄をチェックすべきですよ。

お年寄りが納得して、リラックスして、のんびりと「はあやれやれ。やっどこさ大型連休に入った」と言う気分になれば長生きしますよ。そのために文化的な活動、趣味のサークルとか、エレガンスなミニパーティとかスペクタクルに生きることが大事なのです。パリでは福祉対策として、コンサートや劇やオペラの



フィリップ・グロード：画

チケットを毎年ホームに配布しています。元気なお年寄りには着飾ってコンサートに行くのです。パリも劇場は多いですから満席にするのは難しいわけです。だからこれは一石二鳥なのですね。これが福祉対策なのです。面白いですよ。贅沢は文化の支えです。贅沢こそ文化なのです。

編 函館の野外劇についてのお話をお聞かせ下さい。

フ 偶然に私の生まれた故郷の近く、大西洋岸のルビドゥフという村でルネッサンス時代のお城をバックにして野外劇がおこなわれはじめたのです。素晴らしい野外劇で世界的に関心を集めています。毎年37万人の観光客を集めているのですよ。このニュースが入った時に函館と青森が青函トンネルで陸続きになったことから、函館の日仏協会の人たちと組んで大勢の市民とともに、五稜郭公園を舞台に野外劇を始めようということになりました。

ところが、始める時が大変でした。まず市役所に行って「五稜郭公園で野外劇をしたいのですが」といったら「特別史跡で個人として芝居をやるなんてとんでもない！」と言われたのです。わたしは断られれば断られるほどやりたくなります(笑)。今度は道に行つたのです。しかし市が担当なので道は許可できない。「難しいですね。特別史跡ですからどうでしょうね」とおっしゃるわけです。それじゃあと次は東京に行つて、五稜郭の研究をしている人やフランス大使館などに協力

を求めました。色々なつてを頼って、当時の文化庁長官に会う事ができました。長官は「それはいいアイデアだ。大事な史跡を守る方法にもなります。活躍させた方が、むしろ歴史的な場所が復活する」とおっしゃってくれました。長官は、以前パリの日本大使館にいて、ヨーロッパの野外劇を観た経験があったのです。それで長官に「函館に来てぜひ野外劇はいいと講演して下さい」と頼み、函館に来ていただきました。鶴の一声で許可を受け、函館市民創作野外劇が始まったのです。

五稜郭公園の堀のそばで、道南の歴史の主なるエピソードを復活させる独特のスペクタクルです。出演者は、少ないときで500人、多いときには700人にもなります。五稜郭の舞台の間口は約200メートル。奥行きは約100メートル。天井は星空そのもの。観客席のすぐ前に、前舞台がひとつあり、続いて30メートルの幅の水面。堀の深さは5メートルくらいで、その上に水舞台が設置されます。つまり、水面ギリギリの上に浮かせている大きなステージです。その奥に、土舞台。さらにそのバックには、5.7メートルの高さの土手があります。土手の上を馬が走るなど、戦争の場面が演じられる舞台になっているのです。

今年16回目の公演を迎えましたが、経済的にはなかなか大変で、函館市や北海道など行政からの補助金をいただき、また函館の企業からも大きな協力をいただいています。函館のような落ち着いた人間関係が厚い世界においてこそ、続けられたのだと思います。五稜郭公園を、新しい文化を打ち出す舞台として活かそうと函館のみんなで作って上げてきました。いつか世界中の人が函館に野外劇を観に来てくれるといいですね。



特別養護老人ホーム「旭ヶ岡の家」ダイニングルーム

Road To Major!

《オーソリティに聞く》

「オーソリティに聞く」は、毎回行政書士の主要業務につきまして、その分野でのエキスパートの先輩にご登場いただき連載を重ねております。今回は、主要業務でありながら、手がける行政書士が僅少である「開発行為の許可等」について空知支部の前田英治先生にお話をお伺いいたしました。

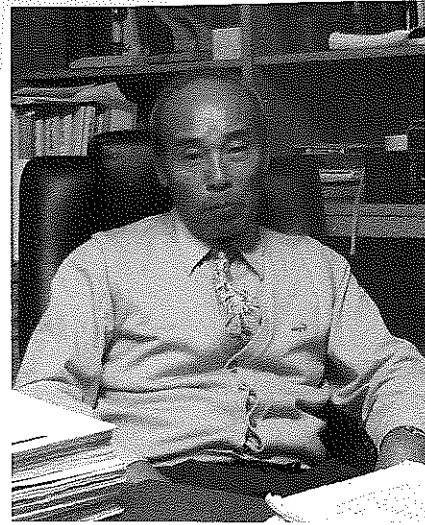
○前田先生は深川市で開業されております。プロフィール等をお聞かせください。

前田先生：私は、生れも育ちも深川市です。そして25年間深川市役所に勤務し、「若さのあるうちに独立を」と、考え昭和58年行政書士登録致しました。

○開発行為の許可申請をご自分の業務分野とした理由は为什么呢。

前田先生：札幌や旭川と違って、地方の仕事は限定されてきます。まずは、建設業許可それから農地転用・産廃申請等ですが、それら全てに絡んでくるのが開発行為です。また、私は深川市については、相当の土地感があり、地主と開発行為希望業者との仲立ちには最適と業者等から考えられ仕事の依頼が来るものと思います。また役所についてもよく内情を知っているので、いかにすれば、許可がスムーズに下りるかも熟知しております。以前宅建業者が申請を引受けておりましたが、道に却下され、結局私にその依頼がまわって来て許可が下りたケースもありました。

それから、開発行為において不可欠なのは測量業者の存在です。私は地元の業者と常に連携して業務を行います。そこでもっとも大切なことは宅地造成地の開発行為であるなら、測量会社の実測を元に、造成する必要性を重々加味した書類の作成が要求されるわけです。そこには、考えられうるあ



らゆる要素に「裏付け」された書類の作成できるか否かが、この業務を手がける行政書士としての力量といえるのではないのでしょうか。

＜開発行為の申請開始時における注意点＞

- ①その土地の土地感が必要。
- ②開発業者から依頼をうけたら、2、3日時間をもらい、許可の可能性の即答は絶対避け、該当役所と独自協議すること。
- ③事前協議(地主VS開発業者)は、立合うがあくまで双方の協議である。しかし双方には協議のための適切なアドバイスをすること。
- ④役所との許可申請時のため相当の「開発行為の必要性」の十分な裏付け(具体性)が書類の中に謳われていなければならないので現地を知る必要あり。
- ⑤林地なら森林組合、産廃施設なら町内会長などと、その開発行為により協議する相手が違う。その打ち合わせは、役所の会議室等協議にふさわしい場所で行うこと。
- ⑥関係地方公共機関とは日ごろから関係を良好にしていること。

○それでは、開発行為とはどのようなコン
テンツが簡潔に説明します。

■開発行為とは？

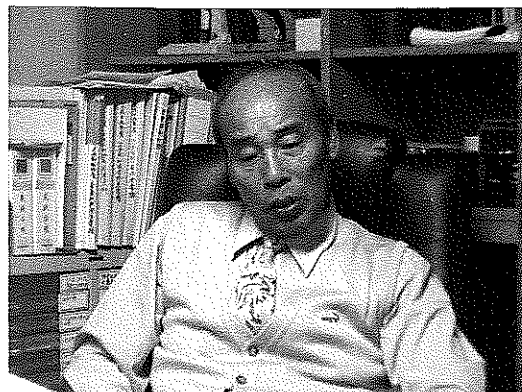
都市計画法において「開発行為」とは、
主として建築物の建築又は特定工作物(※
注)の建設の用に供する目的で行う土地
の区画形質の変更(記事の最終項参照)
をいいます。(都市計画法第4条第12号)

①開発行為をしようとするときは、多く
の場合、事前に知事(指定都市、中核市、
特例市においては、それぞれの市長)
の許可が必要になります。

②北海道建設部の「特例条例」で権限
を移譲している市町村《小樽市、室蘭市、
釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、
江別市、登別市、北広島市、千歳市、
富良野市、名寄市、白老町、上磯町、
七飯町、大野町、音更町、芽室町、幕
別町》においては、それぞれの長の許
可が必要になります。

③特例条例に規定する市町村の区域に
係るものを除いて規模が50ha未満で
ある開発行為は、管轄する区域の支庁
長の許可が必要になります。ただし、
いずれも開発審査会の議を経るもの(北
海道開発審査会付議基準(平成13年6
月29日公告)の基準3に係るものを除
く)を除きます。

(※注)「特定工作物」とは、次のような
ものをいいます。



第一種特定工作物とは

コンクリートプラント、アスファルト
プラント、クラッシャープラント、危険
物の貯蔵又は処理に供する工作物など
周辺地域の環境の悪化をもたらすおそ
れがある工作物(都市計画法第4条第
11号、政令第1条第1項)

第二種特定工作物とは

ゴルフコース、野球場、庭球場、陸
上競技場、遊園地、動物園、その他の
運動・レジャー施設、墓園などのうち、
その規模が1ha以上の大規模な工作物(都
市計画法第4条第11号、政令第1条
第2項)

■開発許可を必要とするもの

開発行為をしようとするときは、原
則として知事の許可が必要です。

ただし、次のような開発行為につい
ては、この限りではありません。(都市計
画法第29条)

(1) 市街化区域内の1,000m²未満
の開発行為又は準都市計画区域内、
未線引都市計画区域内の3,000m²
未満の開発行為

(2) 市街化区域以外の区域内の農
林漁業用建築物などが目的のもの(法
第29条第1項第2号、政令第20条)

(3) 公益上必要な建築物

(4) 国、都道府県などが行うもの

(5) 都市計画事業(法第29条第1
項第5号、第2項第2号)

(6) 土地区画整理事業(法第29
条第1項第6号)

(7) 市街地再開発事業(法第29
条第1項第7号)

(8) 住宅街区整備事業(法第29
条第1項第8号)

(9) 公有水面埋立事業(法第29

条第1項第9号、第2項第2号)
 (10) 非常災害応急措置(法第29条第1項第10号、第2項第2号)
 (11) 通常の管理行為など(法第29条第1項第11号、第2項第2号、政令第22条)
 (12) 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における1ha未満の開発行為

る制限

(2) 立地上の許可基準とは
 市街化調整区域内では原則として開発行為、建築行為は禁止されています。
 市街化調整区域内の開発行為は、次のいずれかに該当するような場合でなければ許可を受けることができません。(個別に判断が必要ですので事前に協議必要)

■開発許可の基準は？

開発許可の基準には、「技術上の許可基準」と「立地上の許可基準」があります。

- ①「技術上の許可基準」は、許可が必要な全ての開発行為に適用されます。
- ②「立地上の許可基準」は、市街化調整区域内において行われる第二種特定工作物以外の開発行為に適用されます。

(1) 技術上の許可基準とは

技術上の許可基準には次のような項目があります。(適用に条件の付いているものもあります。)

- ①用途地域などへの適合
- ②道路、公園など公共空地の確保
- ③排水施設
- ④給水施設
- ⑤地区計画などへの適合
- ⑥公益的施設など
- ⑦防災、安全措置
- ⑧災害危険区域などの除外
- ⑨樹木の保存、表土の保全
- ⑩緩衝帯
- ⑪輸送施設
- ⑫申請者の資力、信用
- ⑬工事施工者の能力
- ⑭技術基準の制限の強化又は緩和
- ⑮開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する

- ①日常生活に必要な店舗など
- ②鉱物資源などの有効利用上必要なもの(法第34条第2号)
- ③温度などについて特別な条件を必要とするもの(法第34条第3号。政令未制定で該当なし。)
- ④農林漁業用建築物(法第29条第1項第2号、政令第20条で許可不要となっているものを除く。)又は農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要なもの
- ⑤特定農山村法に基づく所有権移転等促進計画に従って行われるもの
- ⑥都道府県などが助成する、中小企業の共同化、集団化に寄与するもの
- ⑦既存工場の関連工場
- ⑧危険物の貯蔵、処理のためのもの
- ⑨市街化区域で建築困難、不相当として政令で定めるもの(法第34条第8号、政令第29条の5)
- ⑩地区計画などの内容に適合するもの(法第34条第8号の2)
- ⑪市街化区域と一体的な日常生活圏として都道府県の条例で指定する土地の区域内で行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの(法第34条第8号の3)
- ⑫開発区域の周辺における市街化

を促進するおそれがなく、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当なものとして、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められた開発行為(法第34条第8号の4)

⑬市街化調整区域に指定される以前に土地の所有権その他の権利を有していた者が、指定から6ヶ月以内に「既存の権利者」として届出た場合、その者が自己の居住又は業務のために行う開発行為。(法第34条第9号、政令第30条、省令第28条)

⑭計画的な市街化を図る上で支障のない大規模開発で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの(法第34条第10号イ、政令第31条)

⑮開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの(法第34条第10号ロ)

する事項を変更しようとするときは、法第32条の協議又は同意の手続を必要とします。

(4) 工事施行者の変更を行うとき。(非自己用、1ha以上の自己業務用のみ)

(5) 自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更を行うとき。

(6) 資金計画の変更を行うとき。

■建築許可を必要とするもの

次のような建築行為は、知事の許可などが必要になる場合があります。

(1) 開発行為完了公告前の建築、知事の承認が必要

(2) 用途地域の定められていない土地の区域における開発許可に際して知事が定めた建築制限に適合しない建築

(3) 開発許可に係る予定建築物以外の建築、用途変更

(4) 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地での建築、用途変更

■変更許可を必要とするもの

許可を受けた開発行為の内容を変更する場合には変更許可を受けなければなりません。(法第35条の2)

(1) 開発区域(開発区域を工区に分けたときは開発区域又は工区)の位置、区域、規模を変更しようとするとき。

(2) 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途の変更を行うとき。

(3) 開発行為に関する設計の変更を行うとき。公共施設の位置、規模等設計の変更を行うとき、又は公共施設の管理者及び土地の帰属に関

■北海道開発審査会付議基準

これらについては割愛しますが、個別許可として(北海道許可)以下の項目があります。

該当号	建築物等の種類
1号	宗教施設
2号	研究施設
3号	業務上必要な施設
4号	悪臭騒音施設
5号	大学及び各種学校
6号	自動車教習所
7号	第一種特定工作物
8号	有料老人ホーム
9号	地域指定市町村に立地する工場等
10号	指定インターチェンジ周辺区

	域内の大規模な流通業務施設
11号	介護老人保健施設
12号	第二種特定工作物に係る併設建築物等
13号	グリーン・ツーリズムに必要な施設である建築物
14号	その他

詳しくは北海道庁のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.jp/kensetu/kn-tkkyo/contents/file/kaihatu.html> をご覧下さい。

前田先生：土地には、農地法や森林法、自然公園法など、いろいろな法律にもとづく規制がかけられた地域があります。その規制の内容も、土地の使いみちが決められている場合や、建物を建てる時に高さが制限されるなど、さまざまなものがあります。どの地域にどのような規制がかけられているかを事前に把握している、もしくはそれを確認できる役所等を把握しておくことが大切です。

■開発行為について具体的説明のあるホームページ

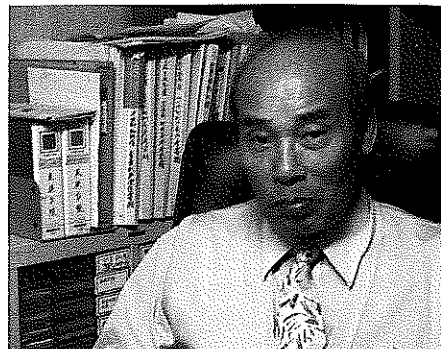
http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/tosi_kei/tk03/menu.htm
(旭川市・中核市)

http://www.city.sapporo.jp/toshi/takuchi/tora/tora_top.htm
(札幌市・指定都市)

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/toshiken/kaihatusidou/index.htm#kaihatu>
(函館市・中核市)

<http://www.ohotuku26.or.jp/kitami/>
(北見市・特例条例)

<http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/soshiki/index.html>
(音更町・特例条例)



前田先生：開発行為のなかで、北海道内での仕事として需要があるものに「林地開発」があります。一般に支庁林務課が窓口となりますが協議はその土地の森林組合とすることとなります。また、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に則った地域の整備計画に触れる場合もあるので様々な許認可申請が絡まってきます。ですから、1つの仕事が多重に増加し最終的には大きなものとなってそれが全体として「開発行為」として1つの範疇が形成されるわけです。

○報酬体系や業務遂行日数はいかがですか

前田先生：皆さん開発行為は上がりが大きいと思っているでしょう。確かに、大手流通業者や運送会社の大規模施設の開発行為はよくいわれている報酬額となりますが、7割方は測量等協力業者への外注費となります。それにそのような依頼は完了まで半年近くかかり、さらに私の場合完了してからの請求となりますのでコスト的に厳しい業務といえます。しかし、林地開発許可などは、報酬額は建設業申請くらいですが早ければ2週間で完了しますので、この範疇を業務の中心とするならば、林地開発・農地転用・産廃許可・建設業許可をこまめにこなしていくのが良いのではないのでしょうか。

○最後にこれからの行政書士の方に対して先生の方からアドバイスございましたら

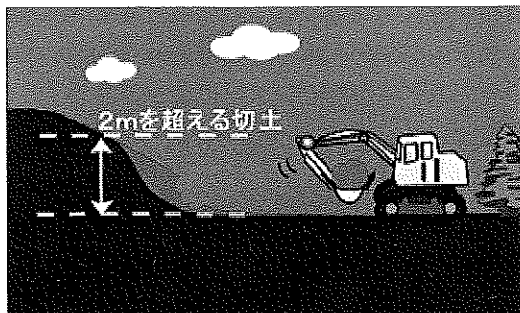
前田先生：とにかく外に出ようということですね。当然名刺持参であります。事務所

にいるのが行政書士ではなく、外に向けて活動するのがこれからの行政書士ですね。あと、きちんとした看板を上げることも大切ではないでしょうか。業界の認知と、どのような業務をしているかを把握していただくことも重要です。

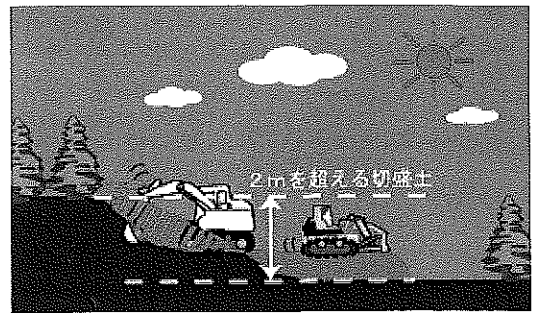
○前田先生の事務所の看板には箇条書きで業務内容が具体的に掲示されております。この取材を続けてまいりますと、長く行政書士を続けるには何か一つ「武器」を持ち続けることが大切であることを痛感いたしました。さらに武器は常に磨いておくことも重要で前田先生は、開発行為のノウハウという武器を地域情報により研磨しておりました。また前田先生の事務所では、小さな犬のヨーキーがとても愛らしく心を和ませてくれます。「武器」プラス「和み」、これが前田先生の真骨頂でありました。取材には遅い時間までお付き合い頂きありがとうございました。

区画形質の変更とは

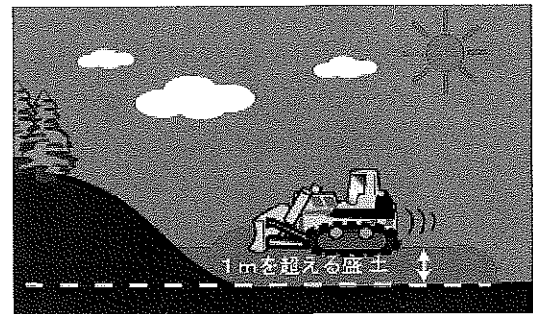
1) 切土をする行為であって、当該切土の高さが2メートルを超えるもの



2) 切盛土をする行為であって、当該切盛土の高さが2メートルを超えるもの



3) 盛土をする行為であって、当該盛土の高さが1メートルを超えるもの



4) 切土又は盛土をする行為であって、当該切土又は盛土をする面積が500平方メートルを超えるもの



(図：札幌市役所ホームページより)

コラム ショートコラム・1

楽天が来年度からプロ野球に新規参入することになりましたが、なんだかしっくりときません。選手の分配も不公平だし、このままでは吸収された近鉄の記録を抜く敗戦記録が見られるかもしれません。大リーグではストの影響で人気下がったとき、新たに球団を増やしました。そして共存共栄、戦力均衡の見地から各チームが選手を出し合い、ドラフトで優先的に指名する権利を与えました。だからこそ人気が盛り返し、チーム数が増え、1軍半の選手が増えた事により、ボンズやイチローのような大記録が生まれ、さらに人気が上がりました。日本のプロ野球は共存共栄、戦力均衡から程遠いシステムが今もまかり通っているように思えてなりません。ドラフト制度などその典型です。ただ一連の不祥事により、ドラフト有力選手が楽天に入団するというのは皮肉というほかないでしょう。(N)

社会福祉法人設立認可申請の実務

「ぎょうせいしよし とうきょう 2004年8月号」より転載。

第一 社会福祉法人の設立

1. 設立の目的

社会福祉法人は、社会福祉法(昭26年3月29日法第45号)に定める社会福祉事業を行うことを目的としないものは、社会福祉法人とはなりません。

2. 社会福祉法人が行う事業

社会福祉法は、社会福祉事業について、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業とに分類して規定しています。それ以外の事業でも、世間では社会福祉事業と言われるものもありますが、それらの事業については、社会福祉法上の社会社会福祉事業としては取り扱われません。

※第一種社会福祉事業は、公共性は特に高い事業であり、各種の入所施設はここに含まれる。

第二種社会福祉事業は、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものとされる。

3. 法人の組織

法人には、役員として6名以上の理事と2名以上の監事を置かなければなりません。

なお、次のアからエに該当する者は、法人の役員になることができません。

ア. 成年被後見人又は被保佐人

イ. 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ. 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者

エ. 社会福祉法第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

※外国人でも役員となることができます。ただし、前記ア～ウのほかに、本国での身分に関する疎明書類を求められることがある。

(1) 理事

理事は法人内部の事務を処理すると同時に、外部に向かって法人を代表する役員です。選任に当たっては理事として社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る人であることはもちろんのこと、次のような要件が定められています。

ア. 理事の定数は6名以上とすること。

イ. 理事と親族等の特殊の関係があるものが、関係法令・通知に定める制限数を超過して選任されてはならないこと。

ウ. 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。

エ. 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。

オ. 社会福祉施設を経営する法人にあつては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設長が理事として参加すること。ただし、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えることは適当でないこと。

(2) 監事

監事は法人の監査機関ですから、選任については理事の場合と同様に慎重を期す必要があります。また、次の要件が定められています。

ア. 監事の定数は2名以上とすること。

イ. 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。

ウ. 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち1人は法44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。

エ. 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

オ. 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係があるものであつてはならないこと。

カ. 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であつてはならないこと。

(3) 評議員会

ア. 目的

法人には評議員会を設置しなければなりません。その目的は、公共性の高い社会福祉法人において、多くの関係者の意見を聞くことによって、社会福祉法人の運営が民主的で健全に行われるよう規定されたものです。

なお、都道府県または区市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業又は保育所を経営する事業のみを行う法人についてはこの限りではありません。

イ. 評議員会の機能

評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項について評議員会の同意を得ることが必要となります。また、役員を選任も評議員会で行うことになります。

ウ. 評議員数

評議員の数は、理事定数の2倍を超える数とされており、評議員となる者の要件は、理事の選任に準ずることとしています。

また、社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、地域の代表者を加えることと定められており、一方、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から利用者の家族の代表が加わることが必要になります。

なお、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が、評議員数の3分の1を超えてはなりません。

※1 理事定数は6名以上とされているが、上限は15人以内であることが望ましいとされている。

※2 親族等の特殊な関係にある者を、制限数を超えて選任することはできないが、その制限数とは次のようになっている。

理事定数	6～9名親族等の人数	1名
	10～12名	2名
	13～15名	3名

従って、例えばある設立者が自分の配偶者を理事に加えたいとする場合には、理事定数を10名～12名とする必要がある。

※3 親族等の特殊な関係にある者の「親族」とは、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族である。

※4 特殊な関係にある者

①当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者

②当該親族関係を有する役員等の使用人及び当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

③上記①、②の親族で、これらの者と生計を一にしている者

※5 監事のうち一人は財務諸表等を監査し得る者とされており、これには公認会計士、税理士、弁護士等を充てるケースが多い。

4. 資産

社会福祉法人は社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。資産については特に次の要件が定められています。

(1) 社会福祉施設を経営する法人の資産

ア. 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること。又は国若しくは地方公共団体からの貸与若しくは使用許可を受けていること。

イ. すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。

ウ. すべての社会福祉の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有している必要があること。

エ. 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部に限り国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えないこと。この場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

なお、不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性を考慮し、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくないこと。

(2) 施設建設及び運営に必要な資金

① 運転資金(年間事業費の12分の1以上に相当する額、障害者施設等支援費制度の対象となる事業を主として行う法人にあつては、12分の2以上、介護保険法上の事業を主として行う法人にあつては、12分の3以上)

② 建設等自己資金(必要とする額)

③ 法人事務費(必要とする額、原則100万円以上)を、現金、預金等で準備しておかなければなりません。

※1 施設建設及び運営に必要な資金については、その確認のためにきびしい審査がある。

※2 介護保険法上の事業を主として行う法人の運転資金が、年間事業費の12分の3(3ヶ月)以上、とされているのは、介護保険の収入が当該月の翌々月となるため、この間の必要費用を賄うのに足りる分とされている。

※3 建設等自己資金は必要とする額とされているが、法人の設立が施設(特別養護老人ホーム等)整備を伴うものである場合には、通常、国・都(場合によっては区市町村)の補助金を見込んで整備計画を立てることになるから、その資金計画の上で自己資金の額を綿密に計算する。いずれにしても、この資金計画についてもその妥当性についてきびしい審査がある。

※4 法人設立に際し、寄附金収入を見込む場合には、次の要件が満たされる必要がある。

(1) 書面による贈与契約がなされていること。

(2) 寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等から、その寄附が確実になされることが証明されること。

※5 法人事務費は必要とする額で原則100万円以上とされているが、開設前の人件費等も含め、とても100万円程度の額ではおさまらない。

5. 定款

設立にあたり、最も重要なことの一つは、法人の基本法たる定款を作成することです。

定款に記載する事項には、必要的記載事項と任意的記載事項とがあり、必要的記載事項は、その一つを欠いても定款は無効です。社会福祉法人にあつては、その特性を考慮し、民法の公益法人よりも、必要的記載事項の範囲が詳細にわたっていることに注意しなければなりません。

定款は、厚生労働省で示している社会福祉法定款準則に基づいて作成することとなります。

※ 社会福祉法第31条に定める必要的記載事項

(1) 目的 (2) 名称 (3) 社会福祉事業の種類 (4) 事務所の所在地 (5) 役員に関する事項 (6) 会議に関する事項 (7) 資産に関する事項 (8) 会計に関する事項 (9) 評議員会を置く場合には、その種類 (11) 収益事業を行う場合には、その種類 (12) 解散に関する事項 (13) 定款の変更に関する事項 (14) 公告の方法

6. 日程等

法人設立に際して、施設整備を伴う場合と伴わない場合では、法人設立までのスケジュールに違いがあります。

施設整備を伴う場合(11 添事務手続日程表)は、施設建設についての準備(地元市区町村、住民との調整、各種補助金を受けるための準備、独立行政法人福祉医療機構等からの借入を予定する場合にはその準備等)が必要になります。

法人設立の手続に入るためには、施設整備を伴うもの、伴わないものを問わず、その計画が適当、妥当であるかの判断を行うための法人審査会を通過することが条件となります。

※東京都が示した事務手続日程表でも、法人設立の前々年度(つまり2カ年前)から設立認可申請事務が記載されているが、実際にはこれでも遅いくらいである。

私たち行政書士は、依頼人から要請を受けたときは、直ちに精力的に打ち合わせを重ね、東京都との事前協議に入る必要がある。

筆者は、依頼人(多くの場合は設立代表者、のちの法人理事長)から要請を受けたときは、まず、当人が社会福祉事業について熟慮と理解をもっているか、実際に法人運営の職責を果たし得る人物であるか否かを確認し、さらに次の諸点を念押しした上で「業務委託(受託)契約」を締結して、業務に着手することとしている。

念押し5項目

(1) 役員の構成はできるか。

(2) 施設用地の確保は間違いなくできるか。

(3) 資金の用意は大丈夫か。

- (4) 地元区市町村の意見書(同意書)は得られるか。
- (5) 周辺住民の反対はでないか。

第二 設立認可申請手続き

東京都知事は、法人設立代表者から法人設立認可申請があったときは、①その法人が行う予定の事業が、関係法令及び諸規定に示す基準を満たしているか、②その法人が事業を行うのに必要な資産を備えているか、また、③その定款の内容及び設立手続が法令の規定に違反していないか等を審査し、認可を決定することとなります。

法人設立の所轄庁が地方厚生局長又は厚生労働大臣であつても、東京都内に主たる事務所を設ける場合には、東京都知事を経由して法人設立認可を行うこととなります。

なお、いずれの場合においても、法人設立認可書の交付は東京都において行います。

※法人設立認可申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 社会福祉法人設立認可申請書(指定様式)
2. 定款(準則)
3. 添付書類目録
4. 財産目録(指定様式)
5. 土地等贈与関係等
 - (1) 贈与契約書(写)(指定様式)
 - (2) 土地売買契約書(写)
 - (3) 補助確約書(写)又は補助見込通知書(写)(指定様式)
 - (4) 助成金等交付決定内示書(写)
 - (5) 寄附者の身分証明書及び印鑑登録証明書
 - (6) 基本約款、登記簿謄本、社員総会等議事録
 - (7) 残高証明書
 - (8) 不動産登記簿謄本
 - (9) 所有権移転登記確約書(指定様式)
 - (10) 不動産の価格評価書
 - (11) 国土利用法に基づく承認書(写)
 - (12) 農地転用許可書
6. 借地の場合
 - (1) 土地の無償貸与確約書(写)(指定様式)
 - (2) 地上権設定契約書(写)(指定様式)
 - (3) 地上権設定登記誓約書(写)(指定様式)
 - (4) 土地賃貸借契約書(写)(指定様式)
 - (5) 賃借権登記誓約書(写)(指定様式)
 - (6) 土地所有者の身分証明書及び印鑑登録証明書
 - (7) 不動産登記簿謄本(土地については公図をつける。)
 - (8) 地代贈与契約書(写)
 - (9) 地代寄附者の身分証明書、印鑑登録証明書、住民税課税証明書
 - (10) 農地転用許可書(写)
7. 事業予算関係
 - (1) 初年度事業計画書(指定様式)
 - (2) 次年度事業計画書(指定様式)
 - (3) 施設建設年度収支予算書(本部会計)(指定様式)
 - (4) 初年度収支予算書(本部会計・施設会計)(指定様式)
 - (5) 次年度収支予算書(本部会計・施設会計)(指定様式)
8. 設立者等関係
 - (1) 設立者の履歴書、印鑑登録証明書
 - (2) 設立者、役員一覧表(指定様式)
 - (3) 設立代表者の権限を証する委任状(指定様式)
 - (4) 役員就任承諾書(指定様式)
 - (5) 役員就任予定者の履歴書、印鑑登録証明書
 - (6) 評議員一覧表(指定様式)
9. 施設整備関係
 - (1) 施設建設計画書(指定様式)

- (2) 建設図面(付近見取図、配置図、平面図)
 - (3) 見積書(写)、施設建設契約書(写)
 - (4) 設計監理契約書(写)
 - (5) 建築確認書(写)
 - (6) 設備整備計画書
 - (7) 設備整備契約書(写)、見積書(写)
 - (8) 補助金交付決定内定書(写)
 - (9) 助成金等交付決定内定書(写)
 - (10) 建設自己資金贈与契約書(写)(指定様式)
 - (11) 寄附者の身分証明書、印鑑登録証明書、残高証明書
 - (12) 貸付内定書(写)
 - (13) 償還計画書(指定様式)
 - (14) 償還金贈与契約書(写)(指定様式)
 - (15) 寄附者及び保証人の身分証明書、印鑑登録証明書
 - (16) 寄附者及び保証人の所得証明書又は住民税課税証明書
 - (17) 債務負担行為議決書(写)又は補助予定通知書(写)
 - (18) 約款、登記簿謄本、議事録(写)、決算書
 - (19) 規約、会員名簿、議事録(写)、後援会の過去3～5年間の寄附実績
 - (20) 基本財産編入誓約書(指定様式)
10. 施設等関係
- (1) 施設長就任承諾書(指定様式)
 - (2) 施設長就任予定者の履歴書
 - (3) 施設長の資格を証する書類
 - (4) 委託契約確約書

第三 その他

1. 法人、施設の名称及び所在地

(1) 社会福祉法人及び施設の名称

- ア. 個人名、企業名等から引用したようなものは認められません。
- イ. 都内で既に使用されている名称と同一のものは認められません(全国で既に使用されている名称も極力避ける必要があります。)
- ウ. 難解な漢字を使用した名称は好ましくありません。
- エ. 法人名と施設名は区別できる名称を使用する必要があります。

(2) 所在地

法人事務所の所在地と施設の所在地は、原則として一致している必要があります。

したがって、施設の所在地が法人事務所の所在地となります。

2. 施設長の資格

社会福祉施設の長は、厚生労働省令、通知に規定する適格者でなければなりません。

新たに資格を取得する場合には、「施設長資格認定講習会」を受講する等の途がありますので、事業開始以前に取得しておく必要があります。

3. 独立行政法人福祉医療機構等からの借入

施設建設費に充てるため独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合の償還は、約20年にわたり、個人等からの寄附を主体に行われますが、高齢者等寄附履行の確保が困難と予測される者からの寄附は認められないことがあります。

また、寄附は書面による贈与契約である必要があります。

4. 社会福祉法人設立後の手続

法人の運営に際しては、定款記載事項の変更、基本財産の処分、基本財産を担保に供する等の事態が生ずることがありますが、これらについても東京都知事(厚生労働大臣又は関東信越厚生局長)の認可等がなければ認められません。

法人の資産総額は絶えず変動するものですから、資産に変更が生じた場合は、年度終了後2月以内に、又、名称、理事長、目的に変更が生ずればその都度、変更登記をすることが義務付けられています。

業務部研修会報告

業務部次長 菊地 淳史

行政書士全道研修会

医療法人・社会福祉法人の設立(業務部長 板垣俊夫)

短時間での2つの講義は、無理が有るとの事で社会福祉法人の設立を社会福祉法第2条の定義、社会福祉事業の第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業についての説明、保育園は第1種社会福祉事業、デイサービス事業は第2種社会福祉事業と言うように具体的に解説した後、保育園を例に社会福祉法人設立認可の流れを施設整備計画の作成・定款作成・設立準備委員会調書の作成・法人設立認可申請書等順次解説し全体で終了まで1~2年の期間を要する。設立後も定款の変更等の仕事の需要があるとの説明しておられました。



弁理士 中村直樹先生

知的所有権(弁理士 中村直樹先生)

知的財産権について弁理士業務の特許法に基づく特許権、実用新案法に基づく実用新案権、意匠法に基づく意匠権、商標法に基づく商標権の解説を順次していただき他土業の業務について見識を深め、同じような知的財産権の行政書士業務の著作権、品種登録との相違点を研修出来たのではないのでしょうか。



会場の様子

平成16年度 第1回新入会員研修会

建設業許可申請(札幌支部 住友秀紀会員)

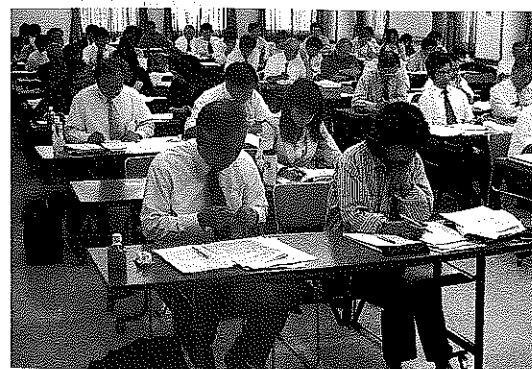
まず、許可を取るためにクリアしなければならない要件である4つのポイント①経営業務管理責任者の設置②専任技術者の設置③財産的基礎または金銭的信用があること④許可の拒否要件に該当しないことについての説明をした後モデルケースを用いて建設業許可申請の手引き(社団法人北海道土木協会発行)のページにあわせて実際の申請書を書き上げていく方法をとりました。これにより一般的な申請は習得出来たのではないかと思います。



住友秀紀会員

知的財産権著作権講座(企画開発部次長 江谷清和)

知的財産(無体財産権)と云うところの①著作権②産業財産権③半導体集積回路配置図に関する権利④育成者権(種苗法)⑤不正競争防止法についての解説をした後著作権・著作隣接権について講義をし、ご自分の経験を基にプログラムの著作物の創作年月日の登録申請書の書き方・添付資料の説明、作成の要領と続き、種苗法について説明して閉講となりました。後日行われた著作権研修の導入的要素として皆さんの関心を引けたと思われま。



会場の様子

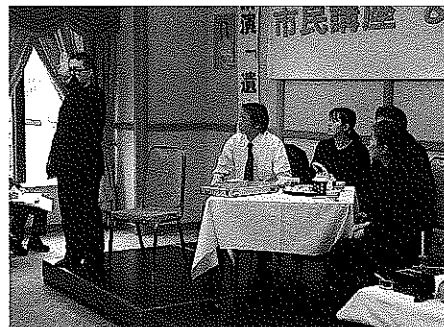
報告 旭川支部市民講座 & 無料相談会

11月3日、ホテルクレッセント旭川にて旭川支部市民講座・無料相談会「遺言と相続」～遺言は愛と感謝の贈り物～が前年に引き続き開催されました。より多くの市民の皆様に参加していただくための企画であり、当日約140名もの市民の皆様が参加されました。

第1部は旭川コスモス一座による演劇「出てきた遺言書」で、相続の具体例や遺言書が出てきた場合の手続きなどについて蒲地行政書士が説明する形で上演されました。

第2部は佐藤聡副会長による「遺言と相続」の講演があり、第1部の演劇の解説や〇×クイズなどをお話しされました。

第3部は無料相談会で約60件の相談があり、盛況の内に幕を閉じました。



演劇「出てきた遺言書」



無料相談会の様子



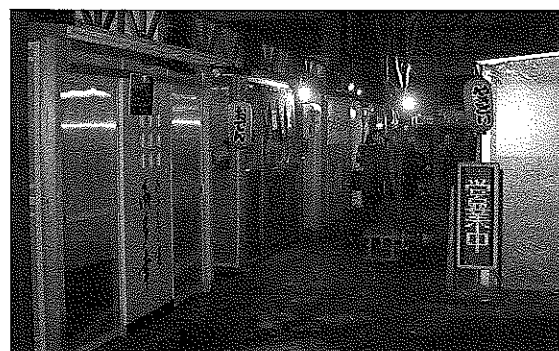
「遺言と相続」の講演の様子



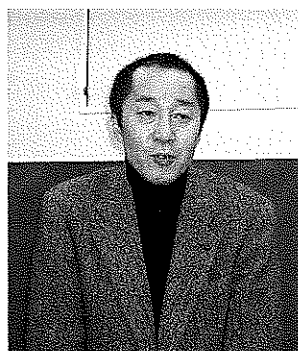
〇×クイズの様子

平成16年度 道東4支部研修会

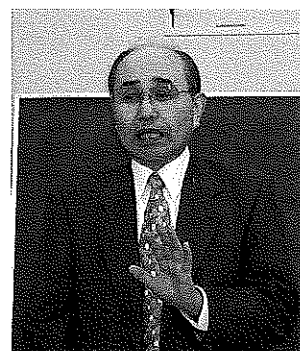
平成16年11月6日 帯広市内坂本ビルホールにて道東4支部役員研修会が開催されました。役員25名の出席があり、午後5時より瀬尾肇仁十勝支部長、深貝亨会長の挨拶のあと、「北の企業広場協同組合」専務理事 久保裕史氏により「北の屋台」創設に伴う諸問題と解決策についての講演がありました。地方都市の抱える課題、ひとつにはライフスタイルの変化に伴う旧市内中心部の空洞化であり、もうひとつには若年層の消費動向の変化などについて、「屋台」を中心に解決を図っていった経緯のお話をいただきました。屋台を立ち上げるために、食品衛生法などの多くの法律にぶつかり、ひとつひとつ解決していった事、役所の対応などの苦勞話を伺いました。しかし、①屋台ができれば人は集まる ②屋台をやる新規創業者が出てくる ③屋台で地元の食材が生かされる、以上の3つの信念を貫き、今期4年目で入場者数が16万人を越えたことなど、伺っていてとても元気になることばかりでした。その後6時より「北の屋台」における現場研修に移動し楽しく親交を深めることができました。



北の屋台



久保裕史氏



瀬尾肇仁十勝支部長

街頭無料相談会及び行政書士電話相談を開催

広報部部长 葛西 彰

平成16年度「街頭無料相談会」及び「行政書士電話相談」を開催いたしました。

街頭無料相談は10月17日札幌駅地下、アピライラックホールにて31件の相談に応じました。また行政書士電話相談は、広報部理事が対応し、例年とほぼ同じ17件の電話がありました。

行政書士制度のPRと地域の皆さまへの相談サービスを提供する事を目的として本年度も初期の目的を達成する事が出来ました事をご報告いたします。

相談員を御引き受けいただいた札幌支部の諸先生は、たいへん懇切丁寧な対応で相談者からも多数の感謝の言葉と好評価を頂きました。

また、マスコットキャラクターのたくまくんをあしらった1,000セットの広報用配布グッズは、会報編集委員会とホームページ委員会の皆様のご協力によりすべて配布しました。

相談会の模様は、地元テレビ放送局のニュースで放送され、道民に対してもPRする事が出来ましたことを付け加えます。



会場入口

information お知らせ

意見交換会・新春講演会 ・新年賀詞交歓会のご案内

会員相互の親睦と行政書士制度の発展を期するため、平成17年新年賀詞交歓会を下記のとおり開催することといたしましたのでご案内します。

また、当日は、会員の意見交換会、新春講演会を併せて開催します。皆さま多数のご参加を頂きたいをお願いします。

記

1. 日時 平成17年1月25日(火) 14:30~19:30
2. 場所 ホテル 札幌ガーデンパレス ☎011-261-5311
札幌市中央区北1条西6丁目
3. 内容
 - ①14:30~16:00 意見交換会
 - ②16:20~17:00 新春講演会
 - ③17:30~19:30 新年賀詞交歓会
4. 主催 北海道行政書士会・日本行政書士政治連盟北海道支部

※詳細については、次号会報及びホームページに掲載し、申込みを受付いたします。

フォトコンテスト2004受賞作品について

ホームページ委員長 村本 知恵

北海道行政書士会ホームページにて、開催していたフォトコンテストの受賞作品が下記のとおり決定いたしました。たくさんのご応募並びにご協力ありがとうございました。

なお、受賞作は本会ホームページにて掲載中であり、今後ホームページの各ページにも掲載予定でございます。また最優秀賞、優秀賞の受賞作は会報の裏表紙にて掲載しております。

◇応募期間／平成16年7月15日～平成16年9月15日

◇応募者／応募件数 63件（道内16、道外11）応募者 27名（男18、女9）

◇審査委員会／委員長 副会長 佐藤聡

委員 広報部長 葛西彰 広報部次長 望月恵美子

ホームページ委員長 村本知恵 同副委員長 中鉢敦雄

ホームページ委員 橋本奈津子、汲田佳奈、渡邊光一

◇選考理由／北海道行政書士会及び北海道のイメージに合う写真を選考

最優秀賞 「平原」 神奈川県 佐々木 康太 様

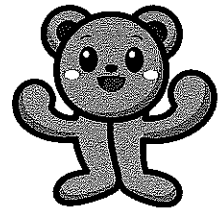
優秀賞 「大地という名のキャンパス」 神奈川県 高澤 泰人 様

優秀賞 「冬の摩周湖」 愛知県 ^{くのぎ} 櫛 隆雄 様

佳作 「藻岩山の夜景」 札幌市 澁谷 賢利 様

佳作 「休息」 愛知県 大西 宏徳 様

佳作 「センチメンタリズム」 札幌市 佐藤 香菜子 様



佳作 「休息」
愛知県 大西 宏徳 様



佳作 「藻岩山の夜景」
札幌市 澁谷 賢利 様

佳作 「センチメンタリズム」
札幌市 佐藤 香菜子 様



独占禁止法に関する講演会のご報告

総務部次長 中川 一郎

みなさん、公正取引委員会という官公署をご存知でしょうか？

わかりきった質問をするものではない、とお叱りをうけてしまいそうなほど名称をご存じないという方はおそらくいらっしゃらないでしょう。

では、その具体的な活動は？と問われたならば、意外と正確に説明するのは難しいのではないのでしょうか。

公正取引委員会主催で10月6日(水)札幌後楽園ホテルにて“独占禁止法に関する講演会”が開催され、本会からは、総務部篠原部長と小職が参加してまいりました。

当日は、札幌商工会議所が後援であったこともあり、たくさんの企業からの参加もありました。

講演では、公正取引委員会の具体的な活動や、独占禁止法とその補完法としての下請法（下請代金支払遅延等防止法）・景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）のわかりやすい解説がありました。

私達は、代理人として契約その他に関する書類を作成できるわけですが、そもそも契約は取引の中に生じるという性質も一面あるわけですから、公正な取引というものについての知識を得ておくことは誠に有益なことと言えます。

また、平成15年6月改正、本年4月から施行となった改正下請法には、プログラム等の情報成果物、運送・ビルメンテナンス等の役務及び金型製造に係る下請取引が追加されています。私達の顧客に多い中小零細企業にとっては下請法で定める下請事業者として取引を行う機会が多く、広く取引に関するアドバイスを私達が行っていくことも、行政書士法に定められている、国民の利便に資することにつながっていくのではないのでしょうか。

今回、同封いたしましたは、講演会録、改正下請法に関するリーフレットは公正取引委員会様の御厚意でご提供いただきましたものです。会員の皆様方におかれましては業務参考資料のひとつとしてご活用いただければ幸いです。

最後に、当日ご講演を賜りました、公正取引委員会委員、小林 惇様、また講演会録等の手配にご尽力いただきました公正取引委員会事務総局様、同北海道事務所様には厚い感謝の意を表したいと思います。ありがとうございました。

なお、公正取引委員会のホームページ(<http://www.jftc.go.jp>)では、独禁法関係の各種法令を検索できる他、インフォメーション、資料等が掲載されています。あわせてご活用ください。

コラム ショートコラム・2

米国大統領選挙が終わったかと思えば、早速イラクのファルージャで掃討作戦が展開されました。昔々一世を風靡した平氏が「平氏に在らずんば人にあらず」と四半世紀に渡り支配してきましたが、ご存知の通り源平争乱においてはあえなく惨敗いたしました。これは保元・平治の乱を戦った世代から次の世代に交代していて、所謂「戦争を知らない世代」の平氏は源氏に勝てなかったのは当然だとの考え方があります。これと同じ考え方で、日清・日露戦争は幕末の騒乱を経験したものが指揮を執ったので勝てたけれども、大正デモクラシーを経て太平洋戦争に突入したのだからこの戦争には勝てるわけがない。この論理でいけば平和の中で育った自衛隊員が、万が一サマワが戦闘地域になった場合どれほどの活動ができるのでしょうか？逆に世界の警察官を自負している米軍は常に国際紛争に介入してくるから強いのでしょうか？今年は災害救援の機会が多いから、自衛隊の活動がスムーズなのでしょうか？常に危険が潜んでいるから、危機管理が行き渡るのであれば、平和が続く中で、突発的な事態が発生した場合対応できないこととなります。以前の災害から学び、平和の中でも危機管理をしなければなりません。度重なる台風被害や新潟中部地震で災害救援に活躍されてる自衛隊の皆様にご敬意を表するとともに、被災地の皆様にお見舞い申し上げます。

(S)

NewFace 新入会員



かしもと ともゆき
榎本 奉文 昭和17年3月10日生

札幌支部 平成16年10月2日入会
 事務所 札幌市東区北10条東17丁目2番3号
 TEL 011-742-6537
 FAX 011-742-6537

〈コメント〉

私は社会に出てからもっぱら住宅・不動産分野を歩いて来ましたが、60才を迎えて別の分野のことを体験したくなりまして、今般入会させていただきました。人生に別の色を付けたいと考えております。宜しくご指導下さいます様お願い致します。



ほづみ たかし
穂積 高志 昭和44年11月28日生

札幌支部 平成16年10月2日入会
 事務所 札幌市豊平区平岸2条7丁目4番20号
 アークパレス平岸708号室
 TEL 011-842-8668
 FAX 011-842-8668

〈コメント〉

地域の方にとって気軽に相談できる「ホームドクター」のような存在を目指して研鑽に努めます。どうぞよろしくお願いたします。



せきふじ かずこ
関藤 和子 昭和26年8月30日生

札幌支部 平成16年9月15日入会
 事務所 札幌市南区川沿7条4丁目3番5号
 TEL 011-571-0027
 FAX 011-571-0027

〈コメント〉

“山椒は小粒でピリリと辛い。”事務所経営の目標ですが、これは夢のまた夢。今は先輩書士の培ってきた信頼と実績を汚さないよう精一杯努力したいと思っています。



きむら つとむ
木村 勉 昭和25年7月30日生

札幌支部 平成16年10月2日入会
 事務所 千歳市青葉5丁目9番14号
 TEL 0123-22-3556

〈コメント〉

新会員として仲間入りさせていただきました木村勉（千歳市）です。今後、行政書士として恥じる事のないよう、誠心誠意努力致す所存でございますので、ご指導ご鞭撻よろしくお願申し上げます。



のであ まさき
野寺 正樹 昭和25年6月27日生

札幌支部 平成16年10月2日入会
 事務所 江別市東野幌町33番地の16
 TEL 011-383-3023
 FAX 011-383-3023

〈コメント〉

江別の野寺正樹です。サラリーマン歴約30年、在学中からの長年の念願であった独立事業の夢。今は、期待と不安の複雑な気持ちを抱きつつ、新しい旅への出発です。



たきもと ひろあき
滝本 弘明 昭和22年3月28日生

小樽支部 平成16年10月2日入会
 事務所 岩内郡岩内町字宮園240番地の13
 TEL 0135-62-3845
 FAX 0135-62-3845

〈コメント〉

10月2日に登録されました岩内町の滝本弘明でございます。現在、開業に向けてのさまざまな準備を進めているところで、準備を進めている中で、期待と不安が交錯している昨今です。北海道行政書士会や所属する支部の各種研修会に積極的に参加しながら、「頼れる、任せる、安心できる」地域の法律家を目指し、日々、業務研鑽をしていかねば…と思いを強くしているところでございます。諸先輩、各位のご助言ご指導をよろしくお願申し上げます。



いのうえ きよし
井上 清 昭和20年6月14日生

空知支部 平成16年10月2日入会
 事務所 岩見沢市6条西1丁目1番地
 プラザ豊優2階
 TEL 0126-24-9269
 FAX 0126-22-1062

〈コメント〉

このたび、10月2日付けで登録いたしました井上です。なにぶんにも仕事については一年生ですので今後ともよろしくご指導いただきますようお願いいたします。



北海道の最低賃金

北海道労働局

地域別最低賃金

平成16年10月1日発効

最低賃金の件名	最低賃金額	
	時間額(円)	
北海道最低賃金	638	

産業別最低賃金

平成12年12月1日発効

最低賃金の件名	最低賃金額	
	日額(円)	時間額(円)
鋼船製造・修理業 船体ブロック製造業 舟艇製造・修理業	5,684	711

産業別最低賃金

平成16年12月1日発効

最低賃金の件名	最低賃金額		
	時間額(円)		
乳製品・糖類製造業	714	電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス製造	710
鉄鋼業	756	船舶製造・修理業 船体ブロック製造業	716

ご逝去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

函館支部 三七六三番

貫昇

去る平成十六年十一月一日にて永眠

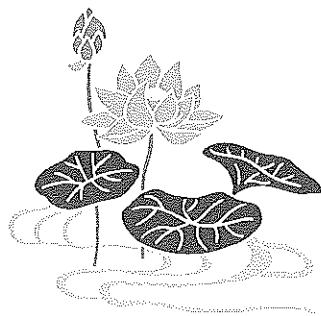
(享年七十八歳)

札幌支部 四三〇八番

荒岡亜之

去る平成十六年十一月三日にて永眠

(享年六十三歳)



編集後記

一年なんて早いもので、もう「師走」です。差し詰め我々なら「土走」というところでしょうか、「今年のことは今年のうちに～」と思いつつも「なぜか」「あれよあれよ～」と言う間に新年となっているのが毎年の現実ではないでしょうか。そんな中被害甚大な新潟中越地震で被災された方々はこれから大変厳しい冬を迎えます。同じ雪国に住むものとしてその厳しさを想像しますと単にお見舞いを申し上げるだけでは、はなはだ心苦しい心境となります。今回の被災についてマスコミ等の報道から最も実感したことは、普段当たり前とされていること～睡眠をとること・ご飯を食べること・顔を洗うこと・トイレに行くこと・出したごみを処理してもらうこと・日々の仕事をする～このような呼吸をするのと同様なことが、ある日突然不可能となってしまったわけです。また「生きているだけでも儲けもの」とはいいますが、その不可能に耐えられず被災後にこの世を去る方も相当おられます。～陸続きで山一つ越えた地域では、やもしたら怠惰で飽食な生活をしているというのに～。

改めて人権とは？社会組織の中での「ゆがみ」とは何か？考えてしまいます。悲しくも人間はあまり自分に関わりなければすぐに忘却してしまう生き物であります。ちなみに前年11月号の編集後記では「十勝沖地震」や「日高地方を襲った台風」のお見舞いを申しておりました。実際災いはいつ自分に降りかかってくるか分かりません。しかし日ごろから何か自発的に損得抜きに行う行為、いわゆるボランティア活動を行っていれば「災いの忘却」とか「突然の災」などにもすぐさま対処できる自分がそこに生れるのではないかと「ふと」考えたりしております。さて自分の本業が報酬額に見合っていないボランティア活動のようなものだと考えている皆さん～見合っていない報酬分はきっと社会貢献へとシフトし、いつかは相互扶助により巡り巡って自分へ利益還元されるのでは？～などと崇高な理想論を展開しても、やはりクリスマスプレゼントやお年玉の分はしっかり「今」稼がねば、現実論として「なぜか」過ぎてしまうごく当たり前の師走と正月が迎えられないのですね。

2004. 11. 第267号 発行人 深貝 亨
平成16年11月25日発行 編集人 斉藤 秀一

発行所 北海道行政書士会
印刷所 (株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001
札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
北洋銀行本店 (普0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
札幌銀行本店 (普389444)
振替口座 02730-0-8224番

会員数の概要

(名)

総会員数				前年同月比	前月比
1,449 (個人1,447・法人2)				+ 25	+ 5
男性	1,335	女性	112		

平成16年10月末日現在

次号の記事の締切は11月末日です。